小規模老人保健施設ボヌゥール
（介護予防）短期入所療養介護重要事項説明書

当施設はご契約者に対して介護保険施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１．事業者

事業者の名称	医療法人社団　三愛会
事業者の所在地	名寄市西１条北５丁目１番１９
法人種別	医療法人
代表者名	山岸　眞理
電話番号	０１６５４－３－３９１１
指定年月日及び指定番号	平成５年５月１日　３２１１４４５

２．ご利用の事業所

事業所の名称	小規模老人保健施設ボヌゥール
事業所の所在地	北海道士別市東５条１６丁目３１２９番１４３
管理者の氏名	安部　政彦
電話番号	０１６５－２６－９０３３
ＦＡＸ番号	０１６５－２２－３９８６
指定事業者番号	０１５３２８００３７

３．事業の目的と運営の方針

（介護予防）短期入所療養介護の目的と運営方針

（介護予防）短期入所療養介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

［(介護予防）短期入所療養の運営方針］

1. （介護予防）短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が１日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
2. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
3. 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
4. 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
6. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

４．職員の職種、人数及び職務内容

	常　勤		夜　間	業務内容
・医　　師	１名	（1名）		医学的管理業務
・看護職員	３名以上			看護リハビリテーション業務（夜間オンコール）
・介護職員	10名以上		２名	介護療養生活のサポート業務
・介護支援専門員	１名以上			施設サービス計画の作成・説明及び交付
・支援相談員	１名以上			生活全般の指導･市町村と連携
・理学療法士	１名以上	（1名以上）		機能回復訓練、リハ計画作成業務
・作業療法士	０名以上	（0名以上）		機能回復訓練、リハ計画作成業務
・言語聴覚士	０名以上	（0名以上）		機能回復訓練、リハ計画作成業務

（　　）は、本体施設と兼務になります。

※介護支援専門員は支援相談員と兼務になります。

５．営業日

月曜日～土曜日
月曜日～金曜日　９：００～１７：１５　土曜日　９：００～１２：３０
日・祝祭日、７月１５日(士別祭り)、８月１５日（お盆休み)、１２月３０日から１月３日

６．（介護予防）短期入所療養介護定員等

・(介護予防) 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

７．（介護予防）短期入所療養介護サービスの内容

① （介護予防）短期入所療養介護計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食　　８時００分～　８時３０分

昼食　１２時００分～１２時３０分

夕食　１８時００分～１８時３０分

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護

⑥ リハビリテーション

⑦ 相談援助サービス

⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑨ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

８．当事業所が提供する利用料金

利用料金に関しましては、(別紙)利用者負担説明書に記載しているとおりです。

９．事業の実施地域

通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

士別市市内

10. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名　称　　士別市立病院

・住　所　　士別市東11条5丁目3029番地1

・協力歯科医療機関

・名　称　　医療法人社団山本歯科医院　風連歯科診療所

・住　所　　名寄市風連町西町78-61

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、ご記入いただいた連絡先に連絡します。

11. 非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓

・防災訓練　　年２回

12. サービスの利用に関する留意事項

・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

・面会時間は、午前９時から午後８時までです。

・外出・外泊は、事前にお申し出下さい。

・飲酒は、医師の許可が必要です。

・施設内は全館禁煙となっています。

・設備・備品の利用は、大切に取扱って下さい。

・所持品・備品等の持ち込みは、最小限にお願いします。

・金銭・貴重品の管理はご自分で管理願います。

・外出・外泊時等の施設外での受診を希望される方は、あらかじめお申し出下さい。

・ペットの持ち込みは禁止です。

13. 事故発生時の対応

１　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３　当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

14. 緊急時における対応方法

入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告し、最善の対応をいたします。

15. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	副師長　　近藤　久子

（2）成年後見制度の利用を支援します。

（3）苦情解決体制を整備しています。

（4）従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

16. 要望及び苦情等の相談（契約書第２７条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

支援相談員　　伊達　功

・士別市東６条５丁目１番地

電話　０１６５－２６－９０３３

・士別市東５条１６丁目３１２９番地１４３老人保健施設ボヌゥール士別

電話　０１６５－２３－３９１１

○受付時間　　毎週月曜日～金曜日

９：００～１７：１５

また、苦情受付ボックスを１Ｆに設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付期間

士別市市役所高齢者福祉課	士別市東６条５丁目（士別市役所内） 電話　０１６５－２３－３１２１
北海道国民健康保険団体連合会 介護保険課企画・苦情係	札幌市中央区南２条西１４丁目 電話　０１１－２３１－５１６１（内線　６１１１） 受付時間　午前９時～午後５時（月～金曜日）
北海道社会福祉協議会	札幌市中央区北２条西７丁目 北海道立社会福祉総合センター３階 電話　０１１－２４１－３９７６ 受付時間　午前９時～午後５時

16. 第三者による評価の実施状況 実施の有無

実施の有無	有 ・ (無)
実施した直近の年月日	令和　　年　月　　日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

17. 個人情報保護について

事業所では「個人情報保護規定」「情報開示規定」「情報管理規定」を定めています。規定については事業所に備え付けていますので、いつでもご覧になることができます。

私は、本書面に基づいて説明者の　伊達　功　から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和　　年　　月　　日

ご利用者　　住所

氏名　　印

ご利用者の家族等　住所

氏名　　印

続柄（　　）